

水道局管内一円工事特記仕様書

制定 令和2年1月24日

1 適用

この特記仕様書は、水道局が発注する管内一円工事に適用するものとし、請負人は、工事の進捗に伴う執行管理を適正に行うため、以下の項目を遵守しなければならない。

管内一円工事とは、契約時点で施工場所を確定せずに、想定の工種、数量により積算し発注する工事をいう。

2 監督員の指示

- (1) 請負人は、監督員による管内一円工事監督員指示書（以下、指示書という。）により施工しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (2) 請負人は、指示書に基づき速やかに施工するものとし、指示書に記載されている工事概要の現場確認を行い、施工前に内容等について監督員と協議しなければならない。
- (3) 請負人は、緊急を要する場合の監督員以外の職員の指示についても履行するものとし、口頭による指示の場合も請負人は、履行しなければならない。
なお、後日受領する指示書の日付は、口頭指示の日付とし、請負人は、施工後、速やかに指示に対する施工内容の報告・確認を監督員に行うものとする。
- (4) 請負人は、監督員の指示内容と現場が一致しない場合は、現場の安全の確保を行った後に、ただちに監督員に連絡をし、対応について協議しなければならない。
- (5) 請負人は、指示書の写しを完成図書に添付しなければならない。

3 監督員への報告

- (1) 請負人は、必要に応じて又は監督員に求められた場合、施工状況を連絡又は報告するものとする。
- (2) 請負人は、指示書に基づく工事が完了したときは、仕様・数量を記載した内訳書、図面、また工事写真等の関係書類を添えて、工事の完成日の翌日から10営業日（水道メーター取替工事は2営業日）までに監督員に提出しなければならない。ただし、施工量や施工内容等の現場状況により、これに依りがたい場合は監督員の承諾を得たうえで関係書類の提出期限を変更できるものとする。
- (3) 請負人は、仕様・数量を記載した内訳書の提出に際しては、出来高の根拠となる計算書等の資料を併せて提出しなければならない。
- (4) 請負人は、監督員からの精査に関する資料要求に際しては、速やかに対応するとともに、その資料を提出しなければならない。
また、監督員からの見積書の徴収依頼があった場合も同様とし、その資料を速やかに提出しなければならない。

4 出来高の確認

- (1) 請負人は出来高に関する執行管理を適正に行うとともに、変更等が生じた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。
- (2) 請負人は、出来高に関する精査の状況を常に監督員と協議・調整し、共有するものとする。
- (3) 請負人は、監督員が現場確認及び完成図書による確認を行った時点で差異が判明した場合は、再協

議しなければならない。

(4) 請負人は、当初請負代金の80%程度で監督員と進捗状況に関する協議を行うものとする。

5 その他

その他、この特記仕様書に記載のないものは、監督員との協議をしなければならない。

管内一円工事監督員指示書

請 負 人
現場代理人 _____ 様

総括監督員 所 属
氏 名 _____ 印

工 事 名 _____

標記の工事について、次のとおり指示します。

以下のとおり、工事を指示します。	
	主任監督員
	担当監督員

受領印	
-----	--

(備考) 署名することにより、氏名の記入および押印に代えることができる。